

一般社団法人大学監査協会

2012年 3月 9日制定

2015年 6月30日改訂

2019年11月14日改訂

2023年11月13日改訂

2024年11月13日改訂

学校法人監事監査基準等

目 次

第1部 監事監査基準

第1章 本基準の目的	2
第2章 監事の職責と心構え	2
第3章 ガバナンスコードへの対応	4
第4章 監事監査の環境整備	4
第5章 監査の実施	5
第6章 監査の報告	7
第7章 大臣所轄学校法人等の監事監査及び中小規模学校 法人の監事監査に関する特例	8
第8章 公立大学法人の監事監査	8

第2部 監事監査実施ガイドライン

1. 業務監査監事監査の実施	9
2. 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行 の状況の監査	9
3. 監査の実施	16
4. 監事監査マニュアル	21
5. 監事監査計画	28
6. 監事監査調書	30
7. 監事監査におけるチェックリスト	31
8. 監査報告のひな型	33

第1部 監事監査基準

前文

大学監査協会では、学校法人を取り巻く環境変化を考慮した上で、学校法人における監事監査の在り方を検討し、監事監査の一層の質の向上に資する考え方や手法・ツールなどの提供を目的として、監事監査基準等を作成・改定してきた。

近年、学校法人においては、少子化、グローバル化、産業構造の変革等による社会経済情勢の変化に伴う厳しい競争環境への対処が求められている。そのような変化に対応するため、各学校法人では、特色ある学校教育を展開していくとともに、更なる変化を見据えて、様々な課題に対して戦略を持って主体的、機動的に対応していくための体制（ガバナンス・内部統制）の強化に取り組む必要がある。

このような取り組みの一環として、平成16年の私立学校法改正では、代表権を有する理事長等と理事会の権限及び責任の所在の明確化や、評議員会の機能・役割の明確化が図られたほか、監事についても、監査の対象範囲の明確化、独立性の確保などが図られている。さらに、令和5年の同法改正では、監事の職務に「学校法人の業務を執行する理事の業務執行の状況の監査」が追加されたほか、従来の不正等の行為を発見し、報告をする必要がある場合に付与されていた理事長に対する「評議員会の招集請求権」に加えて、理事長に対する「理事会の招集請求権」及び監事による「理事会又は評議員会の招集権」が追加されるとともに、理事の法令若しくは寄付行為等に違反する行為の差止め請求権等が付与されるなど、学校法人の管理運営の透明性の確保に関する大幅な改正が行われた。

様々な課題に対して学校法人が戦略を持って主体的、機動的に対応していくためには、組織の方針を決定する機関（理事会）と、当該機関で決定された方針に基づいて業務を執行する機関（理事長等）が適切に機能しなければならない。そして、監事は、その機能を確保する機関としての役割を持つ。理事会と理事長等が十分に機能していることをモニタリングする監事が十分に活躍できなければ、学校法人の主体的、機動的な体制の有りようは、各機関を担務する者の個人的な能力や意識に依存することになり、質の保証や組織の継続性が危うくなるのではないかと思われる。

そこで、本監事監査基準等では、各学校法人において質の高い監事監査を実施することにより、ガバナンス体制の強化、更には様々な課題に対して戦略を持って主体的、機動的に対応していく体制の構築につながる手法を盛り込んだ。

なお、監事の権限及び責任の所在を明確化する責任は、各学校法人に委ねられる事項である。各学校法人においては、改正私立学校法の主旨に基づき、監事の役割と意義を十分に理解し、必要な権限責任と十分な監査環境の提供（監査費用や監事監査補助者の提供など）をお願いしたい。

本監事監査基準等の活用を通じて、各学校法人のガバナンス・内部統制が強化され、ひいては各学校法人が大きな社会環境の変化の大波を超える助けとなれば、大学監査協会にとってこれ以上の喜びはない。

2024年改訂に際しての附記

令和5年改正私立学校法の施行を目前にした時期に当たり、従来の監事監査基準を改正法に準拠したかたちで見直し、併せて、基準の利便性向上を図り、監事監査の実効性を高めるとの目的から、基準の部分（監事監査基準）と実施にあたっての細目やガイドライン等の部分を分離した。

なお、この法律改正のうち大臣所轄学校法人等の監事監査及び中小規模学校法人の監事監査に関する特例に係る部分については、次のような点に留意して改訂を行った。

令和5年改正私立学校法において、文部科学大臣が所轄庁である学校法人のほかに「それ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するもの」を含めて、「大臣所轄学校法人等」との呼称が与えられ、特則が定められた（令和5年改正私立学校法第143条）。さらに「大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するもの」についての特則も設けられた（同法第145条）。

具体的には、前者は、①最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が10億円以上、又は②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上のいずれかに該当するものとされ（施行令第3条）、後者は、①最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が100億円以上、又は②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上のいずれかに該当するものとされている（施行令第4条第1項。計算書類承認前期間については成立時貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上（施行令同条第2項））。

前者については、特則として、会計監査人の設置が強制される（令和5年改正私立学校法第144条第1項）。したがって、当該学校法人は、大臣所轄学校法人そのものではないが、会計監査人設置学校法人に係るいくつかの規定が適用され（同法第144条第3項（みなし会計監査人設置学校法人）。第104条～第106条）、会計監査人が寄附行為の絶対的記載事項となり（同条第2項、同法第23条第1項第11号）、会計監査報告は評議員の閲覧対象となる（同法第144条第3項、同法第68条）。このような大臣所轄学校法人等にあつては、会計監査人による会計監査との連携が不可欠となるとともに、その規模にふさわしい監事監査を行わなければならない。

後者については、大臣所轄学校法人等として会計監査人の設置が強制されるだけでなく、常勤監事の設置も義務付けられる（同法第145条）。したがって、会計監査人との連携等だけでなく、常勤監事による非常勤監事との連携も必須となる。必要があれば、任意に監事会を組織し、職務分担等を定め、情報共有の場、協議の場として活用することが考えられる。

これに対して、事業規模が小規模で、比較的簡素な構造を有している学校法人の監事監査においては、効率性や有効性の観点から、監事監査基準等の簡便な適用が許されると考えられる。しかし、過度な簡便化は監事監査の実効性を損なう危険を伴うことから、監査範囲や監査の方法等の簡便化については、慎重な検討を踏まえて決定しなければならない。そして、その議論の経緯等は、記録に残しておくことが望まれる。

第1章 本基準の目的

（目的）

第1条 本基準は、学校法人の監事の職責とその職務を遂行するに当たっての心構えを示すとともに、監事監査のための基準を定めるものである。学校法人の監事はその職務の重要性に鑑み、本基準に準拠して職務を遂行することが望まれる。

第2章 監事の職責と心構え

（監事の職責）

第2条 学校法人の監事監査の目的は、監査を通じて、学校法人の教育研究機能の向上と財政基盤確立等に寄与することにある。監事は、学校法人内部の法定機関として、理事及び評議員とはその職責を異にする独立した役員であることを自覚し、学校法人の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、広く社会一般の負託と要請に応えなければならない。

- 2 監事は、学校法人との関係において、委任に関する規定に従い、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行しなければならない。監事は、毎会計年度末に、監事監査の概要、経過及び結果等を記載・記録する監査報告を作成し、理事会等に対して報告を行うものとする。
- 3 監事は、自らも、監査の環境の整備に努めなければならない。
- 4 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行を監査する。
- 5 監事は、学校法人が毎会計年度に作成する計算書類等について、文部科学省令で定めるところにより、監査しなければならない。会計監査人設置学校法人においては、計算書類等は、会計監査人及び監事による監査を受けなければならない。監事監査報告は、理事により、評議員会に提出され、一定期間、学校法人の主たる事務所に備え置かれ、債権者の閲覧等に供される。
- 6 監事は、学校法人の重要な会議に出席するなど監査に必要な情報収集に努め、いつでも、理事長、理事、評議員及び学校法人の職員に対して報告を求めることができる。監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。ただし、子法人は、正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる。
- 7 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要と認めるときは、意見を述べなければならない。監事は、評議員会において説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りではない。監事は、出席した理事会の議事録に署名又は記名押印しなければならない。
- 8 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、監事は、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。
- 9 監事は、学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令又は寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令又は寄附行為に重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。監事は、理事会又は評議員会にその報告をするために必要があると認めるときは、理事（理事会について理事会招集担当理事を定めた場合にあっては、当該担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、自ら理事会又は評議員会を招集することができる。
- 10 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令又は寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して当該行為を差止めることを請求する訴えを提起することができる。
- 11 会計監査人設置学校法人においては、監事は、会計監査人から会計監査報告を受ける。
- 12 会計監査人から、会計監査人の職務を行うに際して理事の職務の執行に関し、不正の行為がなされ、若しくは法令又は寄附行為に違反する重大な事実を発見したときは、監事は、その報告を受ける。監事は、その職務を行うために必要があると認めるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。
- 13 監事は、理事が選出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。当該議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によ

って行われなければならない。

- 14 監事は、学校法人が理事（理事であった者を含む。）に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、学校法人を代表する。学校法人が理事の責任を追及する訴えの提起（私立学校法第 140 条第 1 項）を受ける場合には、監事が学校法人を代表する。
- 15 監事は、私立学校法が監事の同意を要すると定める事項につき、同意の可否について検討しなければならない。

（監事の心構え）

- 第 3 条 監事は、適正な監査の視点を形成するために、常に、自己研鑽に励むとともに、学校法人における経営及び教学の全般に関する諸課題を深く認識し、過去・現在・将来にわたる経営及び教学の状況の推移と学校法人をめぐる内外の環境の変化を把握するよう努めなければならない。
- 2 監事は、常に、学校法人における内部統制の整備・運用状況を把握し、その有効性に留意しなければならない。
 - 3 監事は、平素より理事長、理事及び学内の関係者等と意思疎通を図り、情報の収集に努め、学校法人の業務の実態を把握していなければならない。
 - 4 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求めなければならない。
 - 5 監事は、常に、公正不偏の立場を保ち、かつ、学校法人の監事の職務を遂行する上で知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

（監事の責任）

- 第 4 条 監事は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 監事がその職務を行うに当たって悪意又は重大な過失があった場合には、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
 - 3 監事が作成した監査報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載を行った場合には、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第 3 章 ガバナンスコードへの対応

（ガバナンスコードへの対応）

- 第 5 条 監事は、理事に対する業務監査の一環として、学校法人のガバナンスコードへの対応状況についても監査しなければならない。

第 4 章 監事監査の環境整備

（理事長との定期的会合）

- 第 6 条 監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の学校法人の経営に関する方針を確かめるとともに、学校法人が対処すべき課題、学校法人を取り巻くリスクのほか、監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めなければならない。

（他の監査主体との連携及び情報の共有）

- 第 7 条 監事は、会計監査人、内部監査部門その他内部統制におけるモニタリング機能を所

管する部署（以下「内部監査部門等」という。）との連携を密にし、的確な監査を実施するよう努めなければならない。

- 2 常勤監事が設置される学校法人にあっては、常勤監事は、非常勤の監事に対して、監査に必要な情報の共有に努めなければならない。また、必要がある場合には、監事の合意に基づき監事会を組織し、これを監査意見の集約等に活用することができる。
- 3 非常勤監事もまた、積極的に監査に必要な情報の入手を心掛け、その情報の共有に努めなければならない。

（監査費用）

第8条 監事が、その職務の執行のために必要な費用として、費用の前払い請求、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還請求、負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）について学校法人に請求したときは、学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

（監事監査補助者）

- 第9条 理事長又は理事会は、学校法人の組織規模、事業内容、監査上のリスクその他当該学校法人に固有の事情を考慮し、監事監査の補助者に係る体制を整備しなければならない。監事は、監事監査の補助者の体制整備について理事長等と協議するものとする。
- 2 監事は、内部監査人が、理事長の決定した方針に基づき業務が適切に遂行されていることを監査する学校法人の内部機関であることに鑑み、監事監査の目的に照らして必要又は有用であると判断したときは、内部監査人による監査の結果等を活用することができる。監事は、監事監査の充実のために、内部監査人と定期的に情報交換をすることが望ましい。

（監事への報告に関する体制等）

- 第10条 監事は、理事及び学内の関係者等が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制について検討しなければならない。
- 2 監事は、私立学校法第40条が準用する一般社団法人・財団法人法第84条に定める競業取引、利益相反取引等の学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を理事が発見したときには、これを直ちに監事に報告する体制が確保されていることを確かめなければならない。
 - 3 前項に定める事項のほか、監事は、監事に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、理事との間で協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
 - 4 監事は、あらかじめ理事と協議して定めた監事に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、学内規則の制定やその他の学内体制の整備を理事長に求めなければならない。
 - 5 監事は、内部監査部門等との実効性のある連携体制が確保されるように、理事又は理事会に対してその体制の整備を要請する。

第5章 監査の実施

（基本原則）

第11条 監事は、以下に定めるもののほか、別途定める「監事監査実施基準」等を参考に、監事監査を実施する。

- 2 監事は、毎会計年度、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施するものとする。監事は、毎会計年度、学校法人の業務が有効的・効率的に執行されないリスク及び法令・寄附行為等に準拠せずに執行されるリスクを評価するとともに、監査上の重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定して監査計画を策定しなければならない。監査計画は、期中の状況に応じて変更しなければならない場合もありうるが、その場合は、変更の理由等を監査報告に記載・記録し、理事会及び評議員会に説明する。
- 3 前項のリスクの評価に際しては、監事は建学の精神、理事会の経営理念、学校法人の業務の内容及び管理運営組織、内部統制の整備・運用状況、更には、わが国及び世界における教育をめぐる動向などについて情報を入手し、これらについて事前に理解を深めたうえで行わなければならない。
- 4 監事は、内部監査人等と緊密な連携を保ち、必要に応じて報告を求めるなど、監査の実効性を高めるよう努めなければならない。
- 5 監事は、十分な確信が持てるまで監査を実施し、監事としての監査意見を表明しなければならない。
- 6 監事は、効率的な監査を行うために私立学校振興助成法に基づく監査を行う独立監査人と密接な連携を保ち、積極的な情報交換を行うものとする。
- 7 会計監査人設置学校法人の監事においては、会計監査人の監査の方法とその結果について評価しなければならない。また、監事は、会計監査人から理事の業務執行に関して不正の行為又は法令、寄附行為若しくは学校法人規程等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事長に対し助言・勧告等の必要な措置を講ずるものとする。
- 8 大規模学校法人の監事は、常勤監事の設置や内部統制システム（「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制」をいう。以下同じ。）の充実を前提に、任意に監事会を組織して監査業務の分担を定めるなど、組織的、かつ、効率的に監査を実施するよう努めなければならない。

（監事による業務監査の要点）

第12条 監事は、学校法人の業務及び理事の職務遂行が、法令・寄附行為等に準拠して適正かつ効果的及び効率的に運用されているかどうかを監視検証する。

- 2 監事は、学校法人の業務監査として、以下の事項について確認する。
 - ①理事会決議その他における理事の意思決定が適切であること。
 - ②理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の義務が履行されていること。
 - ③理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているとともに、理事会が監督義務を適切に履行していること。
 - ④内部統制システムに関する理事会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要に関する事業報告書の記載が適切であること。
 - ⑤評議員会が適切に運営されていること。
 - ⑥事業報告書及びその附属明細書が法令又は寄附行為に従い学校法人の状況を正しく示していること。
- 3 監事は、理事・理事会の職務遂行に関し、特に次の事項について、各々の義務に違反する事実がないことを確認する。
 - ①理事に対する利益供与
 - ②競業取引

③利益相反取引

- 4 監事は、役員に対する報酬等の基準が適正であること、並びに当該基準に従って報酬が支給されていることを検証する。

(監事による財産監査の要点)

- 第 13 条 監事は、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、その附属明細書及び財産目録が「学校法人会計期基準」に準拠して学校法人の財政状態及び収支の状況を適正に表示していることを検証する。会計監査人設置学校法人においては、監事は会計監査人の監査の方法と結果を評価することにより財産監査に関する意見を表明する。
- 2 監事は、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況を検証し、その信頼性を評価する。
 - 3 監事は、内部統制システムの信頼性の評価に基づき、計算書類の適正性を検証する監査手続を実施する。
 - 4 監事は、予算編成及び予算執行に関する手続きが適切に行われていることを検証する。

第6章 監査の報告

(基本原則)

- 第 14 条 監事は、監査の対象、実施した監査の概要、監査の結果を、監事監査報告に記載・記録する。

(監事監査報告の作成)

- 第 15 条 監事は、業務監査、財産監査及び理事の業務執行の状況の監査の結果を踏まえ、私立学校法施行規則に準拠して、監事監査報告を作成する。
- 2 前項の監査報告には、作成年月日及び常勤の監事にあつてはその旨を付し、監事全員が署名又は記名押印するものとする。ただし、監事が個別の監査報告を作成する場合は、当該監事の署名又は記名押印をするものとする。
 - 3 監事は、学校法人の継続法人の前提に重要な不確実性が認められ計算書類に開示されている場合には、その旨を監査報告に追記する必要があるかについて検討を行わなければならない。

(理事会への監査報告・提出)

- 第 16 条 監事は、監査の実施状況及びその結果を理事会に報告し、監査報告書を提出する。
- 2 監事は、その期の重要監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を理事会に報告し、必要な場合には、助言・勧告を行う。

(評議員会への監査報告・提出)

- 第 17 条 監事は、監査の実施状況及びその結果を評議員会に報告し、監査報告書を提出する。
- 2 監事は、評議員会に提出される議案及び書類その他のものについて違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には、評議員会に報告する。

(理事長に対する提言・助言等)

- 第 18 条 監事は、学校法人の健全な経営に資するために、以下の場合には、当該事実の発生を予防し又はその是正を図るよう、理事長に対して助言・勧告するものとする。

- ①学校法人に著しい損害を与え又は重大な事故等を招くおそれがある重要な事実を認めたとき。
 - ②学校法人の業務等に違法又は著しく不当な重要な事実を認めたとき。
 - ③学校法人の内部統制について重要な不備を認めたとき。
- 2 監事は、前項の報告に関し必要があると認めるときは、理事（理事会について理事会招集担当理事を定めた場合にあっては、当該担当理事）に対し理事会及び評議員会の招集を求めなければならない。請求をした日から5日以内にその請求の日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、請求をした監事は、自ら理事会又は評議員会を招集することができる。

第7章 大臣所轄学校法人等の監事監査及び中小規模学校法人の監事監査に関する特例

（大臣所轄学校法人等の監事）

第19条 大臣所轄学校法人等の監事は、法令に基づき会計監査人の設置されることから、会計監査、内部統制システムの評価等において、当該会計監査人との連携を特に図らなければならない。

（大臣所轄学校法人等の常勤監事）

第20条 大臣所轄学校法人等であって政令の基準に該当するものにおいて、法令に基づき設置される常勤監事は、常勤職であることを自覚し、その特性を踏まえ、監査の環境の整備及び学内の情報収集を積極的に行って非常勤監事との情報共有に努めるとともに、学校法人の内部統制システムの構築運用の状況を日常的に監視し、検証しなければならない。常勤監事は、監事の意見集約等において中心的な役割を果たすことが期待される。

（小規模な学校法人の監事等）

- 第21条 ごく小規模な学校法人においては、監事は、監事監査の効率性又は有効性の観点から、監査基準の適用範囲や内容等について、簡便な運用が可能かどうかを検討することができる。簡便な運用を行った場合であっても、監事の責任が軽減されるわけではないことを踏まえ、善良な管理者の注意を尽くしていることの証拠を残しておくことが望まれる。
- 2 監事は、学校法人の内部統制システムが十分に整備されていないと認めるときは、経営状況等を把握するため、経営企画部門、総務部門などとの連携を特に強化することを考えなければならない。
- 3 監事が非常勤のみの場合であって、監事監査（業務監査及び会計監査）に必要な情報が十分でないと認めるときは、自ら積極的に情報収集に努めるとともに、理事会に対して、監事監査の環境整備の一環として監事に対する情報提供の在り方の検討を求め、監事との情報共有の場を設けるよう努めなければならない。

第8章 公立大学法人の監事監査

（公立大学法人におけるこの監事監査基準の参照）

第22条 学校法人と公立大学法人の間で、監事の目的及び監事監査の手法などに大きな違いは無いことに鑑み、公立大学法人における監事監査においても、この監事監査基準を参照することができる。ただし、参照するにあたっては、学校法人及び公立大学法人のガバナンスの設計や監事の役割、準拠する会計基準の違いについて留意することが必要である。

第2部 監事監査実施ガイドライン

この監事監査実施ガイドラインは、各学校法人が具体的な監事監査上のマニュアルを作成するに当たって参考とすべき事項を掲げ、各学校法人が作成する監事監査規則に基づき監事監査を実施する際の具体的な手順を取りまとめたものである。監査項目ごとに監査方法が示されている。本ガイドラインに従って監事監査を実行することにより、学校法人における監査機能が改善・向上し、経営の健全性が高まり、社会の信頼を得ることが期待される。さらには、監事監査の学校法人間の格差が是正され、品質の均一化を図ることができると思われる。

1. 業務監査監事監査の実施

令和5年の私立学校法の改正によって、監事の職務は以下のように整理された（私立学校法52条）。

- (i) 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること
- (ii) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること
- (iii) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選人機関に対し報告すること
- (iv) 私立学校法の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること
- (v) (i)～(iv)に掲げるもののほか、私立学校法の他の規定により監事が行うこととされた職務
- (vi) (i)～(v)に掲げるもののほか、寄附行為をもって定めるところにより監事が行うこととされた職務

監事は、上記(i)～(vi)職務を、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない（私立学校法45条3項、民法644条）。

監事監査は、いわゆる期末監査にとどまらず、たとえば(i)における理事の職務執行の状況が監査対象となっていることから、当然に、期中の監査活動が必要となると解され、また(ii)のように理事会や評議員会が期中に開催される都度、監事はこれに参加し、意見を述べることが求められている。期中監査も重要である。

このように、監事監査は通年で実施されるものである以上、体系的な監査ができるように期初に監査計画を策定し、これに従って監査が行われるようにしなければならない。もとより、期中に生じた事態に対応するため監事が適切な行動をとらなければならないのは、監事の義務からは当然のことであり、監査計画に従っていればそれだけよいというわけではない。

2 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況の監査

学校法人の監事監査は、「理事の職務執行状況に対する監査」（狭義の業務監査）だけでなく、「学校法人の業務に対する監査」も対象とする（広義の業務監査）。さらに「学校法人の財産状況に対する監査」もその職務の範囲内に含まれる。

(1) 学校法人の責務の履行に対する監事監査

学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努める責務を負っている（私立学校法16条）。したがって、学校法人の業務に対する監事による監査の内容は、第一に、当該学

校法人がこの責務を果たしていることを監視し、検証することである。

もっとも、この学校法人の努力義務の履行は、学校法人の運営責任を負う理事により担われることになると考えられるので、通常、後述の理事の職務の執行状況に対する監査により実行することとなろう。ただ、私立学校法の文言に従うならば、監事は、学校法人の業務の遂行として、当該学校法人がその責務を履行しているかどうかを監視し、検証しなければならないということである。この監査項目は、監事監査報告においては、別項目として取り上げられるべきものである。

（２）学校法人の業務の状況及び財産状況に対する監事監査

①学校法人の法令等遵守に対する監事監査及び寄附行為に関連する適法性監査

学校法人は、学校教育法上の学校のうち私立学校の設置を目的として、私立学校法に準拠して、設立された法人である（私立学校法 2 条、3 条）。したがって、監事は、学校法人の業務に関する学校教育法、私立学校法など、当該学校法人に対して適用可能な諸法令の遵守状況（コンプライアンス、法令等の遵守）を監視し、検証しなければならない。

たとえば、学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない（私立学校法 99 条）、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない（私立学校法 100 条 1 項）。さらに学校法人は、理事会等の議事録を作成し、保管し、一定期間備置き、役員の実任追及することを目的とする学校法人の債権者の閲覧・謄写請求に応じなければならない（私立学校法 43 条、78 条）。このように、学校法人が名宛人となっている私立学校法上の諸規定について、監事は、それらの法令の諸規定が適切に遵守されていることを監視し、検証する。

もっとも、この点も、その学校法人の業務はそのほとんどが理事の職務の執行によってなされると考えられ、監事監査としては、理事の職務の執行状況に対する監査（理事の法令等の遵守状況の監査）の一環として、当該監査業務を実行することが通常である。

②当該学校法人の寄附行為の内容及び運用状況等に関する監査

学校法人の設立においては、寄附行為（私立学校法 23 条）が所轄庁（私立学校法 4 条）により認可されること（私立学校法 24 条）が求められ、その認可の条件には、当該学校法人が設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有していること（私立学校法 17 条 1 項。必要事項等を定める特別法は制定されていない（同条 2 項））、当該寄附行為が法令の規定に違反していないこと（私立学校法 24 条参照）などが含まれる。したがって、監事は、学校法人の業務の状況に対する監査として、寄附行為それ自体の内容について、その適法性を監査しなければならないこととなる。特に寄附行為の変更時においては、その内容についての適法性監査が重要となる。そして、学校法人による寄附行為の遵守状況も、監事の監視検証の対象となる。

たとえば学校法人は、寄附行為で定めるところに従って、独立した理事選任機関を設置して理事の選任を行わなければならないとされるが（私立学校法 30 条 1 項）、寄附行為に係る法令遵守に係る事項の 1 つとして、監事は、この理事選任機関の設置及び運営に関する適法性について監視し、検証する。

③学校法人の財産の状況に関する監査

学校法人の財産状況が監事監査の対象に含まれているのは、上記②に述べたように、大学等の設置基準や通達等により学校法人に対して一定の財産（施設や設備に係る基本財産と運用財産）の健全な保有が要求されているからである。したがって、学校法人に対する監事監査においては、大学等の設置基準等や寄附行為により健全に保有しなければならない学校法人財産が適切に保有され、かつ、管理されていることが監査の対象となる。

もとより、この点も、学校法人の財産を管理する責任は理事会にあると考えられることから、監事監査は、理事の学校法人財産の管理に係る職務遂行状況の監査の一環として行うことが通常である。

学校法人の財産の管理には適切な経理体制の整備が必須となる（私立学校法 101 条）。学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成し、10 年間、その事業に関する重要な資料とともに保存しなければならない（私立学校法 102 条）、毎会計年度に、計算書類等（私立学校法 103 条 2 項）を作成しなければならないとされている（私立学校法 99 条）。このことは、学校法人の財産の管理にとって健全な経理がなされていることが必須の前提となることを示している。学校法人は、毎会計年度末に、財産目録も作成しなければならない（私立学校法 107 条 1 項 1 号）。

監事は、作成された計算書類等（計算書類、事業報告書、それらの附属明細書（私立学校法 103 条 2 項））を監査する（私立学校法 104 条 1 項）。会計監査人設置学校法人の場合は、監事と会計監査人が計算書類等を監査し（私立学校法 104 条 2 項）、会計監査人は財産目録（貸借対照表に対応するものに限る（私立学校法施行規則 24 条））も監査する（私立学校法 86 条 1 項）。財産目録は、学校法人の重要な財産情報を提供する書類であり、理事会の承認決議の対象となっていることから（私立学校法施行規則 43 条 1 項）、監事も、また財産目録を監査しなければならないものとされる（私立学校法施行規則 43 条 2 項、私立学校法 104 条、105 条）。

学校法人は、文部省令で定めるところにより、役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成しなければならない（私立学校法 107 条 1 項）。したがって、監事は、役員及び評議員の名簿については、その記載の正確性等を確認することが重要であり、また役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類及びその実際の支給についても（私立学校法 107 条 1 項、100 条 1 項、2 項）、監事監査の対象となる。特に、文部省令において、学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないとされているので（私立学校法 100 条 2 項、私立学校法施行規則 28 条）、支給基準と現実の支給の状況は特に重要な監査対象である。

会計監査人設置学校法人における会計監査については、主として会計の職業的専門家である公認会計士又は監査法人が就任する会計監査人により実行され、監事は、会計監査人がその監査に係る職務を善良な管理者の注意をもって遂行していることを監視し、検証することが中心となり（私立学校法施行規則 35 条 4 号、37 条）、会計監査人の監査の経過及び結果に対して意見を述べる（監査結果等の相当性に異議を述べるなど）となる（私立学校法施行規則 35 条 2 号参照）。

監事は、毎会計年度末、当期に実施した監査について、その概要、プロセス、結果等を記載した監査報告を作成しなければならない（私立学校法施行規則 31 条、35 条、40 条）。

会計監査人設置学校法人においては、会計監査人は会計監査報告を作成しなければならない（私立学校法 86 条 2 項、私立学校法施行規則 25 条、34 条）。

監査済みの計算書類等については理事会の承認が要求され（私立学校法 104 条 3 項）、承認を受けた計算書類等は監査報告（会計監査報告を含む）及び事業報告とともに定時評議員会に提出され、理事によりその内容が報告され、評議員会の意見聴取がなされる（私立学校法 105 条）。その後、計算書類等、事業報告書、財産目録、監査報告は所定の期間、主たる事務所に備え置かれ、債権者等の閲覧に供される（私立学校法 106 条、107 条）。

監事は、このような各会計年度末の会計に関する法令等の規定の順守状況（特に手続の遵守）ことを検証する。

④評議員及び評議員会の職務の遂行の状況に関する監査

評議員は、全員で法定機関である評議員会を構成する（私立学校法 66 条 1 項）。令和 5 年の私立学校法の改正によって、評議員会制度が大きく変更され、評議員会の職務は以下のように整理された（私立学校法 66 条 2 項）。評議員会の構成員である評議員は、評議員会の職務を、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない（私立学校法 61 条 3 項、民法 644 条）。

- (i) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、その諮問に答え、又は役員から報告を徴収すること（私立学校法 43 条）
- (ii) 私立学校法の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項（たとえば私立学校法 30 条 2 項、42 条 1 項）について意見を述べること
- (iii) 私立学校法の他の規定により評議員会の決議を要する事項（たとえば私立学校法 42 条 2 項）について決議すること
- (iv) (i) ～ (iii) 以外に、私立学校法の他の規定により評議員会が行うこととされた職務
- (v) (i) ～ (iv) 以外に、寄附行為をもって定めるところにより評議員会が行うこととされた職務

上述のように、評議員は、評議員会の構成員として、これら評議員会の職務を善良な管理者の注意をもって遂行しなければならないので（私立学校法 61 条 3 項）、監事は、学校法人の業務の遂行の一環として、評議員及び評議員会の職務の遂行状況を監査対象としなければならない。すなわち、監事は、評議員会が私立学校法及び寄附行為に従ってその職務を遂行していること並びに評議員が評議員会構成員として学校法人に対する義務を履行していることを監視し、検証しなければならないのである。

⑤会計監査人の職務の遂行状況に関する監査

会計監査人設置学校法人においては、会計監査人は、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他文部科学省令で定めるものを監査しなければならない（私立学校法 86 条 1 項）、そのために会計監査人は必要な調査を行い（私立学校法 86 条 3 項 4 項）、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正行為又は法令若しくは行為に違反する重大な事実を発見したときは監事のその旨を報告しなければならない義務を負っている（私立学校法 87 条、一般社団・財団法人法 108 条）。また会計監査人は、計算書類等の監査意見が監事のそれと異なるときは定時評議員会に出席して意見を述べなければならない（私立学校法 87 条、一般社団・財団法人法 109 条）。会計監査人は、上記の職務を遂行する際には、善良な管理者の注意をもって、行わなければならない（私立学校法 80 条 2 項）。

会計監査人設置学校法人の監事は、学校法人の業務執行に対する監査の一環として、会計監査人がその職務を善良な管理者の注意をもって遂行していることを監視し、検証し、会計監査人制度が当該学校法人において適切に運営されていることを監査する。特に会計監査人である公認会計士又は監査法人自身の会計監査の職務を行うための体制の整備状況と運用状況に対する監査は、重要な監査対象となる（私立学校法施行規則 35 条 4 号、37 条）。通常は、会計監査人契約を締結する際に、会計監査人又は監査法人の監査の品質管理に係る内部システムの整備状況等を確認し、かつ、期中の会計監査人の監査活動及び期末の会計監査報告作成の過程等を観察して、会計監査人が会計監査人としての職務を善良な管理者の注意をもって遂行していることを監視し、検証することとなる。

⑥学校法人の収益事業に関する監査

学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる（私立学校法 19 条 1 項）。この収益事業は学校法人の業務の 1 つと考えられるので、監事監査の対象となる。したがって、監事は、当該収益事業に係る学校法人の業務に関して監視し、検証しなければならない。その際、収益事業を主たる目的とする営利法人、たとえば株式会社の監査実務等が参考になるであろう。

もっとも、この場合も、学校法人の収益事業の遂行は学校法人の理事の職務内容に含まれることから（収益事業が子法人によって遂行される場合であっても、親法人としての学校法人の理事会は学校法人グループ全体について経営責任を負うと考えられる）、通常は、理事に対する監事監査の一環として行うこととなる。

（３）理事の職務の遂行状況の監査

①私立学校法に規定される理事の義務の履行状況に関する監査

理事は、学校法人に対して善管注意義務（私立学校法 30 条 4 項、民法 644 条）と忠実義務（私立学校法 38 条）を負う。したがって、監事は、理事がこれら義務の履行状況について監視し、検証する。

たとえば理事は、一定の事項について、監事に対して報告義務を負っている（私立学校法 40 条、一般社団・財団法人法 85 条）。また理事長、代表業務執行理事、業務執行理事に選定された理事は、理事会に対して自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。そして、評議員会において特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない（私立学校法 39 条、私立学校法施行規則 14 条）。

理事が学校法人との間において利益相反する行為を行うことについて、詳細な承認手続規定が設けられている（私立学校法 40 条、一般社団・財団法人法 84 条）。監事は、そのような利益相反行為の有無並びにこれを行っているときは承認手続及び事後的な報告（私立学校法 40 条、一般社団・財団法人法 92 条）などの法令等の遵守状況を監視し、検証しなければならない。

監事は、理事、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事の報告義務及び説明義務の履行状況について監視し、検証する。

②理事会構成員としての理事の義務の履行状況の監査

理事は、理事会の構成員として（私立学校法 36 条 1 項）、理事会の職務（私立学校法 36 条 2 項 3 項）を、善良な管理者の注意をもって（私立学校法 30 条 4 項、民法 644 条）、遂行しなければならない。監事は、そのような理事会構成員としての理事の職務の遂行状況を監視し、検証する。

（い）学校法人の業務を決定することに係る理事会の職務の遂行

学校法人の理事会は、学校法人の業務を決定する職務を行う（私立学校法 36 条 2 項 1 号）。したがって、理事は、理事会の構成員として（私立学校法 36 条 1 項）、学校法人の業務を決定する理事会の審議に参加し、法令及び寄附行為が定める理事会の業務執行の決定に係る権限を、善良な管理者の注意をもって、適切に行使しなければならない。監事は、理事会の業務執行の決定に係る理事の職務の遂行の状況を監視し、検証する。

（イ）私立学校法及び寄附行為が定める、理事会が決定すべき事項

理事会は、私立学校法又は寄附行為が定める事項につき決定しなければならない

監事は、理事会の決定を要する以下の重要事項（私立学校法 36 条 3 項）について、理事が善良な管理者の注意をもって、理事会の決定に加わり（特別利害関係がある理事は理事会の決議に加わってはならない（私立学校法 42 条 3 項）、その職務を遂行していることを監視し、検証する。

- (a) 重要な資産の処分及び譲受け
- (b) 多額の借財
- (c) 学校法人雄設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (d) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (e) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備
- (f) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (g) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- (h) 収益を目的とする事業を行う場合は、その事業に関する重要事項
- (i) 学校法人の業務に関する(a)～(h)以外の重要事項

(ロ) 業務の決定における理事の職務遂行上の善管注意義務及び忠実義務

理事は、理事会において上記重要事項を決定する場合においては、以下の事項に留意しなければならない。したがって、監事は、理事が以下の留意事項を守り、善管注意義務及び忠実義務をもってその職務遂行上の義務（私立学校法 30 条 4 項、民法 644 条）、を履行していることを監視し、検証する。

- (a) 業務執行の決定過程が法令等を遵守したものであり、かつ、十分な情報のもと慎重な審議を経た合理的なものであること。特に、学校法人の業務を決定するうえで、その前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
- (b) 業務執行の決定内容が法令又は寄附行為等に違反していないこと
- (c) 業務執行の決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理ではないこと
- (d) 業務執行の決定が理事の利益又は第三者の利益ではなく当学校法人の利益を第一に考えてなされていること
- (f) 理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等に違反する事実がないこと。特に、理事に対する利益供与、競業取引、利益相反取引にかかる事実注意到注意しなければならない。
- (g) 理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告していること
- (h) 理事会が、学校法人とその設置する学校の間を整理し、体系的な学内諸規程の策定等の内部統制を適切に構築していること
- (i) 中期計画を策定し、それが将来性、社会性、継続性の観点及び第三者評価結果を反映したものであること、また、各年度の事業計画が中期計画と整合したものであること
- (j) 理事会が策定する経営方針と建学の精神・理念や寄附行為等とが整合していること
- (k) 学校法人の未来像、長期展望が確立されアイデンティティが保持されていること
- (l) 理事会が策定する事業計画、年度予算等の施策と経営方針とが整合性していること

(ハ) 理事会の運営に関する理事の職務遂行に関する監査

理事会の招集権は、寄附行為又は理事会で理事会を招集する理事を定めた場合を除き、各理事にある（私立学校法 41 条 1 項）。したがって、監事は、理事会の招集権を持つ理事が適切にその招集権を行使していること（私立学校法 41 条 2 項 3 項も）を監視し、検証する。理事会を招集する理事を定めていないときは、各理事が理事会の招集権を適切に行使していることを監視し、検証する。

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の議決権の行使によってなされる（私立学校法 42 条）。理事会に出席した理事は理事会の議事録に署名又は記名押印しなければならない

らない（私立学校法 43 条 2 項）。したがって、監事は、各理事が善良な管理者の注意をもって理事会の決議に加わり、議事録に署名するなど、その職務を遂行していることを監視し、検証する

（ii）理事の職務遂行に対する理事会の監督に関する監査

理事会は、業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督する（私立学校法 36 条 2 項 2 号）。学校法人の業務執行理事等の業務の執行を監督するとその理事会の職務を、理事会構成員である理事は、善良な管理者の注意をもって、遂行しなければならない。したがって、監事は、理事会構成員である理事が理事会の監督権限を善管な管理者の注意をもって適切に行使していることを監視し、検証する。

（iii）理事長である理事の職務の遂行に関する監査

学校法人の理事長は、学校法人の業務を執行する権限を有する理事であり（私立学校法 37 条 5 項）、学校法人を代表し、またその業務を総理する（私立学校法 37 条 6 項）。その代表権に加えられた制限は善意の第三者に対抗することができない（私立学校法 37 条 9 項）。

監事は、理事長が、善良な管理者の注意をもって、理事長の職務を遂行していることを監視し、検証する。

（iv）業務執行理事又は代表業務執行理事である理事の職務の遂行に関する監査

学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を設置することができる。代表業務執行理事又は業務執行理事は理事会が選定する（私立学校法 37 条 2 項 3 項 4 項）。選定された代表業務執行理事は、学校法人の業務を執行し（私立学校法 37 条 5 項）、寄附行為をもって定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する（私立学校法 37 条 7 項）。その代表権に加えられた制限は善意の第三者に対抗することができない（私立学校法 37 条 9 項）。業務執行理事は、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する（私立学校法 37 条 8 項）。

監事は、理事会が適切に業務執行理事又は代表業務執行理事の選定を行い、選定された業務執行理事又は代表業務執行理事が、善良な管理者の注意をもって、その職務を遂行していることを監視し、検証する。

（v）内部統制システムの整備に係る理事の職務の遂行に関する監査

学校法人の理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制（いわゆる内部統制システム）を整備し、運用しなければならない（私立学校法 36 条 3 項 5 号、私立学校法施行規則 13 条）。したがって、監事は、学校法人の内部統制システムの整備及び運用に係る理事会及び理事の職務の遂行状況について、監視し、検証する。

具体的には、監事は、以下の事項について内部統制システムが整備され、運営されていることを監査する。

- （イ）内部監査部門、会計監査人の監査方針・監査計画の妥当性
- （ロ）予算（補正予算等含む）の執行状況の適切性
- （ハ）期中における適時かつ適切な収支を把握する体制の妥当性
- （ニ）取引記録の正確性
- （ホ）固定資産の購入、廃棄・譲渡等の手続きの適正性、価格の妥当性

3. 監査の実施

(1) リスクアプローチ

監事監査においても、会計監査人が財務諸表監査において従うリスクアプローチ（「監査基準」第三・一参照）の考え方を援用すべきである。

リスクアプローチとは、監査リスク（誤った監査意見を形成するリスク）を合理的に低い水準に抑えるために用いる監査のアプローチであり、内部統制システムの整備が重要な前提となる。すなわち、学校法人の場合に当てはめてみると、内部統制システムが存在しない又は存在しても十分に機能していない学校法人においては、監事監査には「固有リスク」があるとされ、その監事監査は非常に高いレベルのものまで要求されることとなる。これに対して、内部統制システムが有効に機能している限りでは上記「固有リスク」は一定程度軽減されるものの、内部統制システムでも適時に発見できないものなどによるリスク（「統制リスク」）などは軽減されず、監事による実際の監査活動によってカバーする必要が生じる。そのような監査活動によってもなお発見できないリスク（「発見リスク」）は監事監査において実証手続等を実行しても残らざるをえない、という考え方である。特に会計監査人となる資格を有する公認会計士・監査法人は、監査対象である営利企業にとっては外部者であり、その財務諸表等における虚偽等を発見できないことから生じるリスクにさらされていると考えられて、現在の「監査基準」ではこのようなリスクアプローチが採用されている（監査基準第三・一1参照）。

監事監査においても、理事等の不正を発見できないなどのリスクがあり、内部統制システムはその抑止や発見にとって有効なツールである（固有リスクの軽減）。しかし、内部統制システムですべてのリスクを排除することはできず（統制リスクや発見リスク）、その残されたリスクを低減するために充実した監査手続を実施しなければならない。このリスクアプローチは、財務情報の信頼性を確保するためだけのものではなく（金融商品取引法 24 条の 4 の 4、193 条の 2 第 2 項参照）、監査一般に妥当すると考えられるのである。したがって、効率的であり、かつ、実効性のある監事監査を行ううえでは、このリスクアプローチの考え方を参考にして、監事計画を策定し、原則として、これに従って体系的な監査を実施することが望ましい。

(2) 監査手続の概要

具体的な手順として、まず、当該学校法人の内部統制システムを暫定的に評価して、監査計画を策定する。そして、この監査計画に従って監査を実施する。もとより、その後、監査計画策定時に前提として把握していた事実や状況に変化が生じた場合又は監査手続の途中にリスクの水準に変化が生じたときや特別な検討を必要とする場合などには、当初の監査計画を修正したり、実証手続を行って十分かつ適切な監査証拠を入手したりするなど、計画に拘泥することなく柔軟な対応をする必要がある。

監査手続においては、監査証拠を確保することが重要である。

そして、その入手した監査証拠に基づいて監査意見を形成する。

(2) 期初～内部統制システムに対する暫定的評価とそれに基づく監査計画の策定

学校法人の監事監査において、まず、当該学校法人の内部統制システムの状況に対する暫定的な評価が求められる。その評価に基づいて監査計画（業務監査に関する監査計画、会計監査に関する監査計画）を立て実行する。

監査計画を策定する目的は、限られた人的及び物的監査資源の最適な利用により監査目的の達成を可能にし、監事監査の効率性と有効性の向上に資することにある。

監事の職務が「学校法人の業務を監査すること」であることからすれば、監事が監査すべき項目はより多岐にわたり、実効性の高い監査を実施していくためには、たとえば PDCA

(Plan・Do・Check・Action) サイクルの考えに基づくことが必要となる。この「P」が計画の策定に相当する。

この意味では、年度のはじめに監事が暫定的な内部統制システムの評価にと基づき、当該年度の監査計画をとりまとめ、その内容について理事長をはじめとする理事会、内部監査部門等、会計監査人等の関係機関に明示し、連携を図っていくことの意義は大きい。特に、同じくリスクアプローチを採用している会計監査人との関係では、会計監査人監査をする上でもなされる内部統制評価という点で情報を共有することが可能であり、むしろ望ましいことである。監事と会計監査人との緊密な連携が図られ、監査の範囲、投入人員と監査人数、その人材について情報の提供を求め、意見を交換することは有意義である。

リスクの評価に際しては、まず、監事はわが国及び世界における高等教育をめぐる動向、当該学校法人の業務の内容及び管理運営組織、理事会の経営理念、さらには、内部統制の整備・運用状況などについての情報を入手し、当該学校をとりまくリスクを識別しなければならない。その識別を行った上で、それらのリスクの発生可能性やリスクが発生した際に当該学校法人に与える影響を勘案し、リスクを暫定的に評価する。リスクの暫定的評価においては、学校法人内のリスク管理部門や内部監査部門等が保有するリスク評価資料などを活用することが効果的であり（各部門との意思疎通の重要性につき、私立学校法施行規則 19 条参照）、会計監査人設置学校法人の場合であれば、上述したように、特に会計監査人との意思疎通を図ることが重要である。

監査計画の策定に当たっては、監事は自らの監査リスクのほか、「監査上の重要性」を勘案する必要がある。また前期の監査結果より再度監査すべきと認められる重要事項については、上記リスクと監査上の重要性の判断を踏まえて、今期の重点的監査項目として選定することが望まれる。PDCA の「C」と「D」を適切に連動させる必要がある。

監査計画で示す「監査項目」、「実施方法の概要」、「監査対象者・機関」等については、そのいずれも、その内容や重点の置き方など、個々の学校法人の事情に則したものとならざるをえない。形式的なモデルに従うのではなく、その計画の内容の実質が重要である。

もっとも、各学校法人がそれぞれに独自の監査計画を作成しなければならないとしても、当該学校法人における監査機能の改善・向上を図り、経営の健全性について社会の信頼を獲得する監査計画でなければならないことは、すべての学校法人に共通することである。

(3) 期中監査

監事は、期初の監査計画に従い、期中(会計年度の開始時から終了時までの間)において、監査活動を行う。期中の監査活動は、大規模な大臣所轄学校法人等(私立学校法 143 条、私立学校法施行規則 52 条)では常勤監事(私立学校法 145 条)が中心となって、監事監査をサポートするスタッフとともに行うこととなろうが、非常勤監事であっても監事としての責任においては常勤監事と違いはなく、最低限の情報共有は必須であり、監事としての権限行使を適切に行わなければならないことはいうまでもない。

① 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の監査

監事監査の対象が、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行であることから(私立学校法 52 条 1 号)、期中において、第一に、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行を、常時監視し、検証しなければならない。特に理事の職務上の義務の履行状況についての監視と検証は重要である(私立学校法 30 条 4 項、民法 644 条、38 条)。また学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行状況については、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事は毎会計年度 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならないとされ(大規模大臣所轄学校法人等では 3 か月に 1 回(私立学校法 146 条 2 項)、その報告義務の履行状況の監視、検証も重要である。

監事は、期中において必要があれば、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対して報告し（私立学校法 52 条 3 項）、又は理事会の開催及び評議員会の開催を求め若しくは自ら理事会若しくは評議員会を招集しなければならない（私立学校法 57 条）。

② 重要な会議への出席等

監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べなければならない（私立学校法 52 条 2 号、55 条）。理事会の議事録には出席した監事の氏名が記録される（私立学校法施行規則 15 条 3 項 6 号）。

③ 情報の入手

監事は、監査にとって必要な情報をもつ必要がある。そのために、第一に、内部統制システムをもって監事監査に必要なかつ重要な情報収集が監事に届くようにされていなければならない。内部統制システムの構築と運用は理事会の職務であるが、たとえばスタッフについては「監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めたときは」と規定されるなど（私立学校法施行規則 13 条 5 号参照）、監事の側からの行動を当然の前提としている。監事は、その職務を善良な管理者の注意をもって遂行するうえで、監事監査環境の整備について積極的に行動しなければならない。したがって、理事会によって構築された内部統制システムが適切に稼働していることを監視し、検証しなければならないのは（私立学校法 39 条 2 項、私立学校法施行規則 13 条 5 号～11 号）、自らの監事監査の実効性を確保するためでもあることを自覚しなければならない。

監事は、調査権（私立学校法 53 条など）を有しているのは、情報入手のためである。したがって、これら権限も必要に応じて適切に行使しなければならない。

④ その他の権限の行使

監事の権限とされる事項（同意（私立学校法 52 条 4 項、92 条 3 項など）、理事の行為の差止め（私立学校法 58 条）、理事の責任を追及するための訴訟提起（私立学校法 59 条）など）に係る権限は、その権限行使の必要性が生じたときには、適切に行使しなければならない。

⑤ 会計監査人設置学校法人

会計監査人設置学校法人においては、監事は、会計監査人の期中における職務遂行状況を監視し、検証しなければならない。特に会計監査人に解任事由がある場合において評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によって当該会計監査人を解任することができる（私立学校法 83 条 2 項）。会計監査人が職務を行うに際して理事の不正行為等を発見したときは遅滞なく監事に報告がなされることになっているので（私立学校法 87 条、一般社団・財団法人法 108 条）、監事はその場合も適切な行動をとらなければならない（たとえば私立学校法 73 条）。

（４）監査調書～監査証拠

監査調書は、監査計画に基づき又は必要に応じて監査計画以外に実施した監査の内容、判断の過程及び結果を記録したものであり、当期の監事監査活動の証跡になるとともに、監査報告の礎となるものである。したがって、監査日誌、監査メモといった名称であっても監査調書の役割を実質的に果たすものであればそれでよく、監査という実施行為をありのままに記すことにより、監査報告の信頼性を高めることとなる。

監査調書は、公表する必要がないものであるが、評議員会又は第三者に対して監事が監査意見を述べるに当たってその判断の根拠を説明できる程度に詳細なものであることが必要である。特に評議員会において、評議員からなされた質問に対して監事は答えなければならない。

ないからである（私立学校法 55 条 2 項、39 条 2 項）。実務的には、各学校法人において、監査調書について、形式がある程度標準化されていることが望ましい。

（5）期末監査

①監査報告の作成及び評議員会への提出

（i）会計監査人設置学校法人以外の学校法人における会計監査

学校法人は、毎会計年度後 3 月以内に文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書）を作成し（私立学校法 103 条 1 項）、文部科学省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない（私立学校法 104 条 1 項）。その際、監事は、監事の監査の方法及びその内容、計算関係書類が当該学校法人の財産及び収益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見、監査のため必要な調査ができなかったときはその旨及びその理由、追記情報、監査報告を作成した日、を内容とする監査報告を（私立学校法施行規則 31 条）を所定期間内に（私立学校法施行規則 32 条）作成しなければならない。

監事による会計監査は、計算関係書類に表示された情報と計算会計書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達する手段を含むものである（会社計算規則 121 条 2 項参照）。また監事が作成する監査報告は、当該会計年度において監事が行った監査の内容及び結果を正確に伝え、その内容を記録として残すものであり、監事が自己の意見に関する責任を正式に認める手段として重要なものである。また、監事が毎会計年度末に監査報告を作成することにより当該会計年度における監査業務を締めくくるとともに、監事監査の PDCA サイクルにおける次期の監査業務に向けてのフォローアップ作業を行う出発点と位置づけることができる。さらに、学校法人の「継続の前提」に重要な疑義を生じさせるような事業又は状況が存在する場合において、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお法人の継続性の前提に重要な不確実性が認められるときには、理事等はその旨を適切に開示すべきである一方で、監事は、当該記載がある場合には、当該記載が適切であるか否かを検討し、監査報告にその旨を追記することが考えられる（会社計算規則 100 条「継続企業の前提に関する注記」見出し参照）。

なお、「追記情報」とは、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付する必要がある事項又は計算書類等の内容のうち強調する必要がある事項である（会社計算規則 122 条参照）。

（ii）会計監査人設置学校法人における会計監査

会計監査人設置学校法人においては、計算書類等は、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない（私立学校法 104 条 2 項）。その際、会計監査人は、会計監査報告を作成しなければならない（私立学校法施行規則 34 条）。会計監査人設置学校法人の監事の監査報告は、会計監査報告の内容を踏まえ、会計監査人の監査の方法及び結果に対する相当性意見を記載することが求められる。監事がそのような監査意見を形成するには、会計監査人の職務の遂行状況に対する監視及び検証が重要となる（私立学校法施行規則 35 条、37 条）。

（iii）計算書類等の理事会による承認及び定時評議員会の意見聴取

監査済みの計算書類等は、監査報告を踏まえた理事会決議による承認を要する（私立学校法 104 条 3 項）。したがって、監事は、当該理事会に出席し、監査報告の内容を説明し、質問等に答えなければならない。

計算書類及び事業報告書（各附属明細書は除かれる）並びに監査報告及び会計監査人設置学校法人の場合は監査報告と会計監査報告は、定時評議員会の招集通知に添付されて各評

議員に提供され、また理事によって定時評議員会に提供されて(私立学校法施行規則 42 条)、評議員会の意見を聴かなければならないものとされている(私立学校法 105 条)。監事は、定時評議員会に出席し、説明等をしなければならない(私立学校法 55 条 2 項、39 条 2 項)。

②事業報告書の監査

事業報告書の監査は、会計監査法人設置学校法人であると否とにかかわらず、監事のみが行う(私立学校法施行規則 39 条以下)。事業報告書の監査の内容等は、文部科学省令の定めるところに従い、監事の監査報告に記載される(私立学校法施行規則 40 条)。

③財産目録の監査

毎会計年度末に作成される財産目録についても、監事は、それが学校法人の実態を示しているものであるかを検証し、その監査報告に記載しなければならない(私立学校法施行規則 43 条 2 項、私立学校法 104 条、105 条)。会計監査人設置学校法人においても、計算書類等の監査の場合と同様に取り扱われる(私立学校法 43 条 2 項、30 条～42 条)。

④監査報告の開示

監事の監査報告は、定時評議員会の日の 1 週間前から主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置かれなければならない。(私立学校法 106 条 1 項、2 項)

債権者、在学者、債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内はいつでも閲覧又は写しの交付を請求することができる(私立学校 106 条 3 項、4 項)が、文部科学大臣所轄法人等においては何人も可能である。(私立学校 109 条 1 項)

また、文部科学大臣所轄法人等においては、インターネットの利用その他の方法により監事報告を公表しなければならない。(私立学校法 151 条 2 項) その他の学校法人は、公表するよう努めなければならないとされている。(私立学校法 137 条)

⑤期末監査における監査計画の達成度の確認

監事監査における PDCA サイクルが適切に稼働することが重要である。そのためには、期初に監査にあたってのチェックリストを作成又は更新し、期中監査においてもこのチェックリストを参照しつつ監査活動を行い、期末においてはこのチェックリストを活用して、当該年度の監査活動を振り返り、その振り返りを当該会計年度の監査報告における意見形成の基礎とす

もに、次年度の監査計画の策定に反映されるようにしなければならない。

⑥評議員会提出議案等の事前審査

定時評議員会に提出される予定の議案、書類その他の文部科学省令で定めるものを調査し、法令若しくは寄附行為に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない(私立学校法 54 条)。この調査は定時評議員会に限らないので、期中における監査内容ともなる。

評議員会が理事会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任の議案の内容は、監事が決定することになっている(私立学校法 84 条 1 項)。会計監査人の任期との関係で、会計監査人の人事案件は、毎会計年度末に開催される定時評議員会の議題となる(私立学校法 82 条 1 項)。監事は、前期の会計監査人の職務施行状況などを前提に、その適格性等を判断し、その議案の内容を決定しなければならない。

4. 監事監査マニュアル

監事監査マニュアルは、監事監査基準に基づき監査を実施する際の具体的な手順を取りまとめたものであり、監査項目ごとに監査方法が示されている。このマニュアルに従って監査を実行することにより、学校法人における監査機能が改善・向上し、経営の健全性が高まり、社会の信頼を得ることが期待される。さらには、学校法人間の監査品質の均一化を図ることができる。

本マニュアルは、各学校法人が具体的な監事監査マニュアルを作成するに当たって、参考とすべき事項をガイドラインとしてまとめたものである。

I 監事監査の意義

(1) 監事の職務

監事の職務は私立学校法で以下のように定められている。(私学法第 52 条)

① 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査
② 理事会及び評議員会に出席、意見を述べる
③ 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること
④ この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること
⑤ 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務
⑥ 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもって定めるところにより監事が行うこととされた職務

①の職務のうち、本マニュアルでは、学校法人の業務及び理事の職務執行の状況の監査は業務監査、学校法人の財産の状況の監査は財産監査という。

監事は、文部科学省令で定めるところにより監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

なお、以下の場合には、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。(理事の業務執行に関するものの場合は、理事選任機関にも報告)

- ・ 学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき
- ・ 不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認められるとき

また、監事は、以下の場合、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起しなければならない。

- ・ 理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為又はこれらの行為をするおそれがある場合
- ・ 当該理事の行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき

このように監事は、事業年度終了後に監査報告によって意見表明するだけでなく、事業年度中に重大な不正行為や法令寄附行為に違反する重大な事実等を発見したときは、これを是正する権限・責任を有している。

したがって、監事はその職務を適切に果たさない場合は、監事を務める学校法人だけでなく、学校法人制度全体に対する社会的信頼性が失われる可能性があることに留意しなければならない。

(2) 監事の責務

監事は、職務の適切な遂行のために、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備を図らなければならない。

- ① 当該学校法人の理事及び職員
- ② 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者
- ③ その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

但し、上記①から③については、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

また、必要に応じ、当該学校法人の他の監事、当該学校法人の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない

(3) 監査報告

監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し理事会及び評議員会に提出しなければならない。したがって、監事は、自らの意見に確信を持てるまで、必要十分な監査を実施しなければならない。

① 財産監査

監事は、計算関係書類及び会計監査人報告を受領後、以下の事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由
- ・ 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く)
- ・ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- ・ 監査のために必要な調査ができなかったときはその旨及びその理由
- ・ 監査報告書を作成した日

特定監事は、以下のいずれか遅い日までに監査報告を特定理事及び会計監査人に通知しなければならない。

- ・ 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日
- ・ 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日

② 業務監査

監事は、事業報告書を受領後、以下の事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 事業報告書及びその附属明細書が法令又は寄附行為に従い当該学校法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ・ 当該学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたときは、その事実
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 学校法人の業務の適正を確保するための体制について決議がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- ・ 監査報告書を作成した日

特定監事は、以下のいずれか遅い日までに監事監査報告を特定理事に通知しなければならない。

- ・ 当該事業報告書を受領した日から4週間を経過した日
- ・ 当該事業報告書の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ・ 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

(参考)特定監事及び特定理事の意義

区分	特定監事	特定理事
計算書類関係の監査 (会計監査人設置法人)	・ 会計監査報告の内容の通知を受ける監事として定められた監事 ・ 又は全ての監事	・ 会計監査報告の内容の通知を受ける理事として定められた理事 ・ 又は監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事
事業報告書及びその附属明細書の監査	・ 特定理事に対する監査報告の内容の通知をすべき監事として定められた監事 ・ 又は全ての監事	・ 特定監事から監査報告の内容の通知を受ける理事として定められた理事 ・ 事業報告書及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事

II 業務監査

業務監査において監事が表明する意見の内容は、以下のとおりである。

① 事業報告書及びその附属明細書の記載の適切性 ② 事業報告書における「内部統制システム」の整備に関する決議内容の概要及び当該体制の運用の運用状況の概要」の記載内容の適切性 ③ 当該学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実の有無内部統制システムに関する理事会決議の内容の相当性 ④ 内部統制システムに関する理事会決議の内容の相当性
--

監事が監査意見を表明するために、実施すべき項目として以下がある。

監査項目

1) 理事会等における意思決定に関する事項
(必須の監査項目とすべきと考えられる事項)
① 意思決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと ② 意思決定過程が合理的であること ③ 意思決定内容が法令又は寄附行為等に違反していないこと ④ 意思決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理ではないこと ⑤ 意思決定が理事の利益又は第三者の利益ではなく当学校法人の利益を第一に考えてなされていること ⑥ 理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等に違反する事実がないこと。特に、理事に対する利益供与、競業取引、利益相反取引にかかる事実 ⑦ 理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告していること ⑧ 理事会が監督義務を適切に履行していること ⑨ 中期的計画が将来性、社会性、継続性の観点及び第三者評価結果を反映して策定されていること、また、各年度の事業計画が中期的計画と整合したものであること

⑩ 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制(以下「内部統制システム」)の整備に関する理事会決議が適切なものであること (その他監査項目とすることが想定される事項) ① 理事会が策定する経営方針と建学の精神・理念や寄附行為等とが整合していること ② 学校法人の未来像、長期展望が確立されアイデンティティが保持されていること ③ 理事会が策定する事業計画、年度予算等の施策と経営方針とが整合していること など
2) 理事等の業務の執行に関する事項 (必須の監査項目とすべきと考えられる事項) ① 理事長等の業務執行者に対する適切な監督が行われていること ② 理事会の決定に基づき、以下の内部統制システムを整備・運用していること A) 理事及び職員の職務の執行が法令及び寄附行為等に適合することを確保するための体制 B) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 C) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制 D) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 E) 監事監査の実効性を確保するための体制 ③ 適用した大学ガバナンスコードに準拠していること、準拠していない場合はその理由が適切に説明できること (その他監査事項とすることが想定される事項) ① 法令、寄附行為、学校法人内規程・規則に照らして理事の業務執行状況が適合していること ② 理事会の決定に基づいた中期的計画並びに事業計画等の執行状況が適正であること ③ 資産の保全が図られていること ④ 業務の有効性及び効率性が確保できていること ⑤ 教育の質及び教員の質を確保する仕組みが構築されていること ⑥ 教育研究活動と経営方針とが整合していること ⑦ 学生の入退学状況の把握と対応が適正であること ⑧ 法令に基づく情報の開示が適正であること ⑨ 理事の理事会への出席状況が適正であること ⑩ 人事の決定が明らかに不合理でないこと ⑪ 取引業者の選定及び契約内容が適正であること ⑫ 施設の管理・保全が適切であること など

これらの項目に対し適用される監査方法として以下がある。

監査方法の事例

(理事会等への出席・意見陳述) ア) 理事会、評議員会に出席し、かつ、必要があると認めたときは、意見を述べるとともに、必要に応じて意見書を理事長へ提出する。 イ) 学校法人の業務、財産、理事の業務執行に関し不正の行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事会及び評議員会並びに文部科学省へ報告しなければならない。 ウ) イ)の報告をするために必要がある時は、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。 エ) ウ)の請求を行った日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を開催日とする理事会又は評議員会の招集通知が発せられない場合、理事会又は評議員会を自ら招集することを検討する。

オ) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めたとき、又は法令若しくは寄附行為等に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を理事会・評議員会・所轄庁へ報告する。

カ) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあり、その行為によって学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する。

キ) 理事会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項並びに役員の発言が適切に記載されているかを確かめ、出席した監事は、署名又は記名押印する。

(重要な会議等への出席)

ク) 理事会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べるとともに、必要な場合には意見書を提出する。

ケ) 前項目ク)の監事が出席する会議に関して、監事の出席機会が確保されるよう、監事は、理事等に対して必要な要請を行う。

コ) 重要な会議に出席しない監事は、当該会議等に出席した監事又は理事等から、付議事項についての報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。

(内部統制システムの監査)

サ) 学校法人の内部統制システムを審議する理事会に出席し、適切な検討過程を経て決議がなされていることを確かめる。

シ) 理事会決議の内容について、「私立学校法によって求められる内部統制システムのチェックリスト」に基づき検討する。当該チェックリストにおける「対応すべきリスク」に対し、理事会決議の内容が十分か検討する。

ス) 「私立学校法が求める内部統制システムに関するチェックリスト」に基づき内部統制の運用状況を評価する。

セ) 内部統制システムが学校法人の業務の有効性・効率性及び法令・寄附行為等の遵守を確保するものとなっているかを調査する。

A) 教職員の模範として理事長及び理事が誠実に行動し、組織としての方針を明文化した上で、その方針を教職員に周知しているか。

B) 組織の目標の達成を阻害する事象(リスク)を網羅的に洗い出し、影響度と発生可能性を勘案して評価しているか。

C) 優先度が高いリスクに対して、対応の方針や手続きが策定されているか。

D) 定められた方針と手続きが組織全体で実行されているか。

E) 組織の内外の重要な情報が経営者に対して適時報告される仕組みが整備されているか。

F) 教育研修などを通じて、定められた方針と手続きが周知徹底されているか。

G) 独立した内部監査部門等により、上記取り組みに対するモニタリングが実施されているか。

(文書・情報管理の監査)

ソ) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めたときは、理事又は職員に対してその説明を求め、又は意見を述べる。

タ) 所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認められたときは、理事又は職員に対し説明を求め、又は意見を述べる。

(教学監査)

チ) 教学に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めたときは、理事長、学長、学部長等から説明を求め、又は意見を述べる。

A) 自己点検評価の仕組みが構築・運用されているか。(第三者評価への対応・評価結果のフィードバック状況を含む)。

B) 内部質保証に関する体制が構築・運用されているか。

C) 教学事務部門の業務体制が構築・運用されているか。

(理事及び職員に対する調査等)

ツ) 理事及び職員に対し事業の報告を求め、又は学校法人の業務を調査する。

テ) 必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求める。

(内部監査部門等との連携)

ト) 学校法人の業務の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努める。

ナ) 内部監査部門からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。

ニ) 内部監査部門の監査結果を内部統制に係る監事監査に実効的に活用する。

ヌ) 理事のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門、その他内部統制機能を所管する部署から内部統制の整備・運用状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。

(会計監査人からの報告の受領)

ネ) 会計監査人は、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、監事に報告する義務があるが、報告の有無に関わらず、当該事項について意見交換を行う。

ノ) 内部統制システムに関する会計監査人の評価について意見交換を行う。

ハ) 事業報告書は、会計監査人の会計監査報告におけるその他の記載内容(*)に該当すると考えられるため、会計監査人の意見を聴取する。

(事業報告書及びその附属明細書の監査)

ヒ) 事業報告書及びその附属明細書(事業報告書等)を閲覧し、内容の適切性を検討する。

特に、読者が事実を誤認するような記載があれば修正を要請する。

フ) 「内部統制システムの整備に関する決議内容の概要」の記載が理事会議事録と一致していることを確かめる。

ヘ) 「内部統制システムの運用状況の概要」の記載が、監事の監査結果と一致していることを確かめる。

(*)会計監査人は、「その他の記載内容(監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告とを除いた部分)の記載内容を通読し、財務諸表及び監査人が監査の過程で得た知識とその他の記載内容に重要な相違があるかどうかを検討しなければならない。」とされている。

Ⅲ 財産監査

(1) 財産監査の目的

監事は、財産監査の結果として、以下の意見を表明しなければならない。

・ 会計監査人の監査の方法又は結果の相当性

- ・ 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く)
- ・ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する意見

監事は、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を評価することによって、会計監査人の意見をもって監事の財産監査の意見とすることができる。

(2)財産監査の方法

会計監査人の監査の方法と結果を評価することによって監事は財産監査に関する意見を表明することができる。しかしながら、このことは、監事が会計監査人の監査に全面的に依拠できることを意味するものではない。監事は業務監査によって認識した学校法人の状況と計算書類の記載が整合していることを確かめなければならない。また、計算書類の適正性について納得がいくまで、会計監査人の説明を求める必要がある。

監査方法の事例

- ① 前年度までの会計監査人に対する評価結果に基づき、再任・不再任について検討する。
- ② 会計監査人を交代する場合は、予め定められた会計監査人選任規程等に基づき、監事が主導的な立場で選任手続を実施する。
- ③ 会計監査人から監査計画の概要の説明を受け、特に識別した監査リスクとその対応について聴取する。
- ④ 会計監査人が所属する監査法人・監査事務所(以下「監査法人等」)における品質管理体制を聴取する。特に、会計士協会の品質管理レビューや監査業務審査会の検査の結果について説明を受ける。
- ⑤ 会計監査人監査の見積工数が適切であり、これに基づき監査報酬の見積もりが提示されていることを確かめる。
- ⑥ 監査チームのメンバーが学校法人制度や学校法人会計に関する十分な知見を有していることを確かめる。
- ⑦ 業務監査の過程で計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある事象を発見したときは、会計監査人と意見交換を行い、会計監査上の対応について見解を聴取する。
- ⑧ 経理不正については、重要性の多寡に関わらず、意見交換を行う。
- ⑨ 決算前に、新たな会計基準の適用、会計方針の変更、期中監査において発見された内部統制の不備等について報告を受ける。
- ⑩ 監査計画の変更がある場合は、その内容を聴取する。
- ⑪ 計算書類案について期間比較、対予算比較等を行い、変動事由について、財務部門に質問する。
- ⑫ 業務監査の過程で得られた情報、計算書類、附属明細書、財産目録等の閲覧結果等によって、重要な非通例的な取引や関連当事者取引を認識した場合は、会計監査人の見解を聴取する。
- ⑬ 監査結果について説明を受ける。特に検討を要する監査リスクについては、その対応について説明を受ける。
- ⑭ 重要な内部統制上の不備、未修正の虚偽表示の有無について報告を受ける。

5. 監事監査計画

監査計画は、監事監査マニュアルで示されている監査項目について、だれが、いつ、監査を実施するかを明示したスケジュールであり、監事が計画性をもってより実効性の高い監査を実施するためのツールである。

その策定の目的は、限られた人的及び物的監査資源の最適な利用により監査目的の達成を可能にし、監事監査の効率性と有効性の向上に資することである。

学校法人を取り巻く環境は益々変化し複雑化している。こうした環境の変化のなか、監事に求められる実効性の高い監査を実施していくためには、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの考えに基づくことが必要である。

したがって、年度のはじめに監事は、当該年度の監査計画を作成し、その内容について理事長をはじめとする理事会、内部監査部門、会計監査人等の関係機関に明示し、連携を図っていかねばならない。とくに、財産監査においては、会計監査人の監査の方法と結果を監事は評価しなければならないため、監査計画の段階から会計監査人の監査計画及び監査の品質管理体制について報告を受ける必要がある。

監査計画の策定に当たっては、監査上のリスク評価と監査上の重要性の決定が必要である。リスクの評価に際しては、まず、監事はわが国及び世界における高等教育をめぐる動向、当該学校法人の業務の内容及び管理運営組織、理事会の経営理念、さらには、内部統制の整備・運用状況などについての情報を入手し、当該学校法人をとりまくリスクを識別する。その上で、それらのリスクの発生可能性やリスクが発生した際に当該学校法人に与える影響を勘案し、リスクを評価する。リスクの評価においては、リスク管理部門や内部監査部門等が保有するリスク評価資料などを活用することが効果的である。

監事監査にかけられる人員・時間は有限であるため、リスクが高い領域を重点的に監査する必要がある。リスクは、学校法人経営に与える影響度によって評価されるべきであり、その性格上高度な判断が求められる。

監査上の重要性に関しては、監事は、理事長等の法人執行部と十分議論し、経営方針・経営計画を十分把握した上でリスクを評価し、監事監査における重要性を設定しなければならない。

なお、状況変化に応じてリスクは経常的に見直されなければならない。また、前期の監査によって発見された不備事項があれば、その改善状況を必ず監査する必要がある。

上記のリスク評価と監査上の重要性を踏まえて、監事監査における重点項目を選定し、当該項目において実施する監査手続を文書化したものが監査計画となる。

監査計画で示す「監査項目」、「実施方法の概要」、「監査対象者・機関」等については、いずれもその内容や重点の置き方など、個々の学校法人の事情に適合した独自の監査計画を作成する必要がある。

なお、「監査計画」の意義及び目的は、学校法人における監査機能の改善・向上を図り、経営の健全性について社会の信頼を獲得することにあるため、すべての学校法人がこれを達成するために作成されるべきものである。

以下に、具体的な「監査計画」の標準的なモデル(雛型)を参考までに示す。

年度 監事監査計画

監 査 項 目			実施方法の概要	監査対象者・機関	監 査 担当者	年												年			コメント
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
業 務 監 査	理 事 会 の 運 営 に 関 する 事 項	1	事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと	・ 理事会等への出席・意思陳述 ・ 重要な会議等への出席 ・ 内部統制の監査 ・ 文書・情報管理の監査 ・ 教学監査 ・ 理事及び職員に対する調査等 ・ 内部監査部門等との連携	理事会																
		2	意思決定過程が合理的であること																		
		3	意思決定内容が法令又は寄附行為等に違反していないこと																		
		4	意思決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理ではないこと																		
		5	意思決定内容が理事の利益又は第三者の利益ではなく当学校法人の利益を第一に考えてなされていること																		
		6	理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の義務が履行されていること 特に、理事に対する利益供与、競業取引、利益相反取引にかかる事実																		
		7	理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告していること																		
		8	理事会が監督義務を適切に履行していること																		
		9	中期的計画が将来性、社会性、継続性の観点及び第三者評価結果を反映して策定されていること、また、各年度の事業計画が中期的計画と整合したものであること																		
		10	理事会が内部統制を適切に構築し運用していること																		
		11	(上記必須の監査項目に加え、必要に応じてその他監査項目(監事監査マニュアル参照)を追加)																		
	理 事 会 の 業 務 の 執 行 に 関 する 事 項	1	理事長等の業務執行者に対する適切な監督が行われていること	・ 理事会 ・ 重要会議 ・ 理事長 ・ 理事 ・ 職員 ・ 内部監査部門																	
		2	理事会の決定に基づき、内部統制を整備・運用していること																		
		3	法人の実態に適合した大学ガバナンスコードが整備され、それに基づいた法人運営がなされているか																		
		4	(上記必須の監査項目に加え、必要に応じてその他監査項目(監事監査マニュアル参照)を追加)																		

監 査 項 目			実施方法の概要	監査対象者・機関	監 査 担当者	年												年			コメント
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
財 産 監 査	内 部 統 制 の 整 備 状 況	1	内部監査部門、会計監査人の監査方針・監査計画の把握	関係部署																	
		2	予算(補正予算等を含む)の執行状況																		
		3	期中における適時適切な収支の把握体制																		
		4	取引記録の正確性																		
		5	固定資産の購入、廃棄・譲渡等の手続き及び価格の妥当性 (上記監査項目に加え、必要に応じてその他監査項目を追加)																		
		6																			
	財 産 の 状 況 に 関 する 事 項	1	会計処理対象(学校法人会計基準第6条)の網羅性	・ 財務担当理事、財務部長、監査対象部署に対するヒアリング ・ 予算の執行状況の検討 ・ 会計監査人の監査計画、監査結果等の聴取 ・ 予算実績比較 ・ 帳票間及び関連書類との照合 ・ 資金運用状況の検討 ・ 主要な資産・負債残高と証憑等との突合 ・ 財産目録、事業報告書の検証 ・ 計算書類や財務比率の推移の検討 ・ 基本金組入の検証等	担当理事 関係部署 会計監査人																
		2	会計方針の適切性及び会計方針の変更があった場合の変更理由の妥当性																		
		3	継続法人の前提に関する評価の妥当性																		
		4	計算書類、財産目録の真实性及び明瞭性																		
		5	予算と決算の差異並びにその年次比較の適切性																		
		6	計算書類、財産目録の適法性、目的性及び整合性																		
		7	資産・負債残高の実在性、網羅性、正確性、評価、期間帰属、表示等の適正性																		
		8	資金収支、事業活動収支における各科目の計上額の正確性、期間帰属、表示等の適正性																		
		9	基本金の組入れ、取崩し、修正に関する会計処理の適正性																		
		10	管理経費と教育研究経費の区分の適切性																		
		11	会計帳簿の適正性																		
		12	証憑書類(稟議書、見積書、請求書及び領収書等)の保管状況の適切性																		
		13	財産の管理状況(財務の健全性、特異な支出、資金移動の有無)の妥当性																		
		14	固定資産の教育用と管理用の区分の適切性及び実在性																		
		15	資産、負債の含み損益の把握の適切性及び会計処理及び開示に関する判断の妥当性																		
		16	決算整理の適正性																		
		17	計算書類における注記事項の開示の適切性																		
		18	各活動別の資金収支差額及び事業活動収支差額等をの分析による中長期的な視点に立った財務状況の健全性																		
		19	偶発債務認識の適切性																		
		20	後発事象認識の適切性																		
		21	(上記監査項目に加え、必要に応じてその他監査項目を追加)																		
重 点 項 目																					
前年度からの申し送り事項																					
当年度の評価																					
次年度への申し送り事項																					

6. 監事監査調書

監査調書は、監査計画に基づき実施した監査の内容、判断の過程及び結果を記録したものであり、監査報告書の礎となるものである。また、監事に対し責任追及の訴えが提起された場合においては、監事としての責任を果たしたことを主張するための証拠となるものである。そのため、監査調書には完全性、秩序性、明瞭性、正確性、経済性を備えていることが求められる。特に訴訟等においては、監事の責任を果たしたことを証明するのは、監査調書しかないため、重要な事項については、裁判所等によって閲覧される可能性があることを考慮して調書を作成する必要がある。

なお、特に重要な領域以外については、効率性を考えて形式をある程度標準化することも考慮する必要がある。

以下にその例を示す。

監 査 項 目		調書 No.	監査担当
監査対象 者・機関		監査完了日	
		作成日	
監 査 概 要	< 監査対象期間 >		
	< 監査対象範囲 >		
	< 監査実施方法 >		
監 査 結 果			
措 置			

7. 監事監査におけるチェックリスト

監事監査チェックリストは、監事が監事監査マニュアルに基づき、自らが実施した監査の内容・項目について自己点検するために活用することを目的として作成されたものである。

これにより、監事が実施すべき具体的な項目を洩れなくチェックすることが可能となり、適切な監査報告を作成することができる。

また、監査計画書作成時に、前年度以前の監事監査チェックリストの評価結果を活用することにより、計画年度における監査の重点項目や優先順位の決定をより適切なものとすることができる。

このように、監事監査チェックリストの利用により、監事監査の有効性や効率性を高めることが可能となる。

監査項目		監査結果		
		然	否	該当なし
1. 業務監査				
(1) 理事会の運営に関する事項				
①	事実認識に重要かつ不注意な誤りがないか			
②	意思決定過程が合理的か			
③	意思決定内容が法令又は寄附行為等に違反していないか			
④	意思決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理ではないか			
⑤	意思決定が理事の利益又は第三者の利益ではなく当学校法人の利益を第一に考えてなされているか			
⑥	理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の義務が履行されているか			
⑦	理事に対する特別の利益供与がないか			
⑧	理事が競業取引、利益相反取引を実行する前に、理事会に当該取引に関する重要な事実が開示され承認を受けているか			
⑨	理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているか			
⑩	理事会が監督義務を適切に履行しているか			
⑪	理事会が、内部統制を適切に構築しているか			
⑫	中期的計画が将来性、社会性、継続性の観点及び第三者評価結果を反映して策定されているか、また、各年度の事業計画は中期的計画と整合しているか			
⑬	(上記必須の監査項目に加え、必要に応じてその他監査項目(監事監査マニュアル参照)を追加)			
(2) 理事等の業務の執行に関する事項				

		①	理事長等の業務執行者に対する適切な監督が行われているか			
		②	理事会の決定に基づき、以下の内部統制を整備・運用しているか			
			A) 理事及び職員の職務の執行が法令及び寄附行為等に適合することを確保するための体制			
			B) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制			
			C) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制			
			D) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制			
			E) 監事監査の実効性を確保するための体制			
		③	法人の実態に適合したガバナンスコードが整備され、それに基づいた法人運営がなされているか			
		④	(上記必須の監査項目に加え、必要に応じてその他監査項目(監事監査マニュアル参照)を追加)			
		2. 財産監査				
		(1) 内部統制の整備状況に関する事項				
		①	内部監査部門、会計監査人の監査方針・監査計画は妥当か。			
		①	予算（補正予算を含む）の執行状況は適切か。			
		②	期中において適時かつ適切に収支を把握する体制となっているか			
		④	取引記録は各種証憑に基づき正確に記録されているか。			
		⑤	固定資産の購入、廃棄・譲渡等の手続きは適正か、また、その価格は妥当か			
		⑥	(上記監査項目に加え、必要に応じてその他監査項目を追加)			
		(2) 期末の財産の状況に関する事項				
		①	全ての収入及び支出、資産、負債の増減が、会計処理の対象とされているか。			
		②	採用する会計方針は適切か 会計方針が変更された場合、その変更理由は正当なものと認められるか			
		③	継続法人の前提に対する評価は妥当か			
		④	予算と決算の差異の分析並びにその年次比較が適切になされているか。			

	⑤	計算書類、財産目録について適法性、合目的性及び整合性に疑義はないか			
	⑥	資産・負債残高の実在性、網羅性、正確性、評価、表示等は適正か			
	⑦	資金収支、事業活動収支における各科目の計上額、期間帰属、表示等が適正か			
	⑧	基本金の組入れ、取崩し、修正に関する会計処理は適正か			
	⑨	管理経費と教育研究経費は適切に区分されているか。			
	⑩	会計帳簿は適正に作成されているか。			
	⑪	証憑書類（稟議書、見積書、請求書及び領収書等）は適切に保管されているか。			
	⑫	財産の管理（財務の健全性、特異な支出、資金移動の有無）の状況は妥当か。			
	⑬	固定資産は教育用と管理用とに適切に区分され、実在しているか。			
	⑭	資産、負債の含み損益は適切に把握されているか。また、把握された含み損益に関する会計処理及び開示に関する判断は適切か			
	⑮	決算整理は適正になされているか。			
	⑯	計算書類における注記による開示は適正か。			
	⑰	各活動別の資金収支差額、事業活動収支差額等が分析検討され、中長期的な視点に立った財務状況の健全性が検討されているか			
	⑱	偶発債務は適切に認識されているか。			
	⑲	後発事象は適切に認識されているか。			
	⑳	（上記監査項目に加え、必要に応じてその他監査項目を追加）			
	結論				

8. 監査報告のひな型

私立学校法は、監事の職務を学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査と規定している。（私立学校法第 52 条）

監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し理事会及び評議員会に提出し

なければならない。(私立学校法第56条1項)

監査報告は、「監査の対象」、「実施した監査の概要」、「監査の結果」等を記載したうえで意見を表明することにより、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況に関する監査結果を伝えるものである。また、文部科学大臣所轄法人等においては、監査報告は作成後遅滞なくインターネットの利用により公表されなければならない。(私立学校法第151条第2号。私立学校法施行規則第55条第1項)

なお、監事はその職務を行うについて悪意又は重大な過失があり、監査報告に記載し、または記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録を行った場合は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うとされている。(私立学校法第89条2項2号)

このように、監査報告は学校法人のガバナンスにおいて特に重要なものであり、またこれを発行することによって監事は重い責任を負うことに留意しなければならない。

以下に、監査報告の標準的なモデル(雛型)を参考までに示す。なお、このほか個別事項についても詳細に記載する長文式の報告書を別途発行することも考えられる。

① 会計監査人非設置法人(内部統制システムに関する理事会決議がない場合)

年 月 日

学校法人〇〇〇〇

理事会 御中

(評議員会 御中)

学校法人〇〇〇〇

監事(常勤) ○ ○ ○ ○ 印

監事 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 報 告

私たちは、私立学校法第52条第1項及び学校法人〇〇〇〇寄附行為第〇〇条の規定に基づき、学校法人〇〇〇〇の〇〇年度(〇〇年4月1日から〇〇年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは監査に当たり、本学校法人が定める監事監査基準に従い、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。理事会及び評議員会に出席し、理事及び使用人等から業務及び職務の施行状況についての報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ説明を求め、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

私立学校振興助成法監査を行う独立監査人と連携して、その知見を活用して、当該事業年度に係る計算書類(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、注記)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果 (注1)

一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人〇〇〇〇の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果 (注1)(注2)

一 計算書類及びその附属明細書は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人〇〇〇〇の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

二 財産目録は、文部科学省令で定めるところに従い、適法に作成しているものと認めます。

(注1)監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由を監査の結論に記載しなければならない。

(注2)以下に掲げる事項その他の事項のうち監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項があれば、これを追記事項として記載しなければならない。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

② 会計監査人設置学校法人

年 月 日

学校法人〇〇〇〇
理事会 御中
(評議員会 御中)

学校法人〇〇〇〇

監事(常勤) 〇 〇 〇 〇 印
監事 〇 〇 〇 〇 印

監 査 報 告

私たちは、私立学校法第52条第1項及び学校法人〇〇〇〇寄附行為第〇〇条の規定に基づき、学校法人〇〇〇〇の〇〇年度(〇〇年4月1日から〇〇年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは監査に当たり、本学校法人が定める監事監査基準に従い、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。理事会及び評議員会に出席し、理事及び評議員の職務遂行状況を監視し、検証いたしました。理事及び使用人等から業務及び職務の執行状況についての報告を適時に受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携して計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

特に事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令に定める体制(内部統制システム)の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制については、理事及び使用人等から定期的にその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告及びその附属明細書のそれ以外の記載事項についても、詳細に検討を加えるなど、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を検証いたしました。

会計監査人の会計監査の相当性を確認するうえで、独立の立場が維持され、かつ、適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。特に、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知(私立学校法施行規則第37条)を受け、必要に応じて説明を求めました。

当該事業年度に係る計算書類(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、注記)及びその附属明細書については、会計監査人からの会計監査報告の相当性を検討いたしました。財産目録については、その適法性を検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果(注1)

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人〇〇〇〇の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果（注1）（注3）
会計監査人〇〇の監査の方法及び結果は相当と認めます。（注2）

(3) 財産目録は、文部科学省令で定めるところに従い、適法に作成しているものと認めます。

（注1） 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由を記載しなければならない。

（注2） 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたとき、または会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項に重大な不備が認められたときは、その旨及びその理由を記載しなければならない。

（注3） 会計監査報告の内容となっているもの以外で重要な後発事象があれば、これを記載しなければならない。